

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 国家戦略特別区域に、茨城県つくば市の区域、大阪府大阪市の区域並びに石川県加賀市、長野県茅野

市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域を追加すること。

第二 この政令は、公布の日から施行すること。